

建設産業常任委員会

1 開 議 令和3年3月9日(火) 午前10時00分

2 場 所 委員会室3

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第27号 大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議案第28号 大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議案第29号 大田原市水道料金審議会条例及び大田原市下水道使用料等審議会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第32号 大田原市道の駅那須与一の郷の指定管理者の指定について

日程第5 陳情第1号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出を求める陳情書について

建設産業常任委員会名簿

委員長	櫻	井	潤	一	郎	出席
副委員長	新	卷	満	雄		出席
委員	伊	賀		純		出席
	齋	藤	光	浩		出席
	前	田	則	隆		出席
	滝	田	一	郎		出席
	小	林	正	勝		出席

当 局	産業振興部長	磯		一	彦	出席
	建設水道部長	加	藤	雅	彦	出席
	農政課長	高	林		晋	出席
	道路課長	薄	井	一	重	出席
	水道課長	佐	藤	敏	明	出席
	下水道課長	五	月	女	真	出席

事務局	岡	村	憲	昭		出席
-----	---	---	---	---	--	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（櫻井潤一郎君） ただいまの出席委員は7名であり、定足数に達しております。これより建設産業常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレット表示のとおりであります。

当局の出席者は、礮産業振興部長、加藤建設水道部長、高林農政課長、薄井道路課長、佐藤水道課長、五月女下水道課長です。

◎議案第27号 大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第27号 大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（加藤雅彦君） 建設水道部長の加藤でございます。よろしくお願いたします。本日同席しておりますのは、薄井参事兼道路課長、佐藤水道課長、五月女下水道課長の3名でございます。改めましてよろしくお願いたします。

議案第27号、議案第28号及び議案第29号につきましては、本会議におきましてご説明申し上げたところでございますが、本日は担当課長よりご説明申し上げます。

初めに、議案第27号 大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例につきまして、薄井道路課長よりご説明申し上げます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 道路課長。

○道路課長（薄井一重君） 私からは議案第27号 大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書235ページの議案書補助資料を御覧ください。大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定については、令和2年4月1日の国の道路占用料の額を定める道路法施行令の一部改正に伴い、市道の占用料についても国に準じた額に変更するため、関係部分を改正するものです。

236ページの新旧対照表を御覧ください。別表の占用料金につきましては、国に準じた市道占用料とするため、関係部分の改正をするもので、項目の多くが上昇しております。

占用料の額については、道路法施行令において、固定資産税評価替えや地価に対する賃料の水準の動向等を考慮して定められていることから、これらの変動を反映して、令和2年度に国において見直しを行っており、令和3年度から栃木県及び県内の多くの市町においても、国に準じて所要な部分の改正を予定しているところであります。

234ページに戻りまして、附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

なお、この条例の施行前に占用の許可を受けているものの占用料の額は、占用許可の期間が満了するまでは従前の料金とし、新料金は令和3年度からの新規及び切り替えにおいて適用するものであります。

以上で議案第27号の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願ひします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 意見がないようですので、採決いたします。

議案第27号につきまして原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号 大田原市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第28号 大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎君） 次に、日程第2、議案第28号 大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（加藤雅彦君） 続きまして、議案第28号 大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定につきまして、薄井道路課長よりご説明申し上げます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 道路課長。

○道路課長（薄井一重君） 続きまして、議案第28号 大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案書241ページの議案書補助資料を御覧ください。大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定については、先ほどの議案第27号の国に準ずるための大田原市道路占用料条例の一部改正に伴い、法定外公共物の使用料を市道に準じた内容にするため、関係部分を改正するものであります。

242ページの新旧対照表を御覧ください。表の中段にある電線の上空使用及び地下に設ける電線の使用については、これまでは表中には明記はされておりましたが、これまでも市道の占用に準じて運用をしており、今回の改正の際に改めて表中に明記をしました。

240ページに戻りまして、附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

なお、この条例の施行前に使用の許可を受けているものの使用料の額は、使用の期間が終了するまでは従前の料金とし、新料金は令和3年度からの新規及び切り替えにおいて適用するものであります。

以上で議案第28号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願ひします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第28号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号 大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第29号 大田原市水道料金審議会条例及び大田原市下水道使用料等審議会条例
の一部を改正する条例の制定について

○委員長（櫻井潤一郎君） 次に、日程第3、議案第29号 大田原市水道料金審議会条例及び大田原市下水道使用料等審議会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（加藤雅彦君） 議案第29号 大田原市水道料金審議会条例及び大田原市下水道使用料等審議会条例の一部を改正する条例の制定につきまして、佐藤水道課長よりご説明申し上げます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 水道課長。

○水道課長（佐藤敏明君） それでは、議案第29号 大田原市水道料金審議会条例及び大田原市下水道使用料等審議会条例の一部を改正する条例の制定について改めてご説明いたします。

議案書の244ページからになります。それでは、246ページ、議案書補助資料を御覧ください。本条例制定の趣旨でございますが、令和3年4月から「水道課」と「下水道課」を統合し「上下水道課」に組織改編されることに伴い、関係部分を改正するものです。

それでは、改正部分を資料247ページ及び248ページの新旧対照表によりご説明いたします。247ページ、大田原市水道料金審議会条例につきましては、庶務について規定されている第7条中の「水道課」を「上下水道課」に改めます。

また、248ページ、大田原市下水道使用料等審議会条例につきましても、庶務について規定されている第7条中の「下水道課」を「上下水道課」に改めます。

最後に、245ページの附則を御覧ください。この条例の施行日を令和3年4月1日と定めるものであります。

以上で議案第29号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第29号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号 大田原市水道料金審議会条例及び大田原市下水道使用料等審議会条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎議案第32号 大田原市道の駅那須与一の郷の指定管理者の指定について

○委員長（櫻井潤一郎君） 次に、日程第4、議案第32号 大田原市道の駅那須与一の郷の指定管理者の指定についてを議題といたします。

この件につきましても、本会議において当局の説明を受けておりますが、改めて説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（磯 一彦君） 本委員会に本日、私のほか、高林農政課長が出席しております。どうぞよろしく願いいたします。

日程第4、議案第32号 大田原市道の駅那須与一の郷の指定管理者の指定について、本件につきましては、本会議で説明申し上げたところでございますが、改めまして農政課長から説明申し上げます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 農政課長。

○農政課長（高林 晋君） それでは、議案第32号 大田原市道の駅那須与一の郷の指定管理者の指定についてご説明いたします。

議案書256ページ及び257ページの議案書補助資料を御覧ください。大田原市道の駅那須与一の郷の指定管理につきましては、現指定管理者の指定期間が令和3年3月31日をもって満了となるため、同年4月1日以降の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

管理を行わせる公の施設の名称及び所在地につきましては、大田原市道の駅那須与一の郷、大田原市南金丸1584番地6でございます。

指定管理者となる団体の名称及び代表者並びに所在地につきましては、株式会社八百屋蔵人、代表取締役、小沼多美子、大田原市浅香1丁目10番43号であります。

指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間であります。

選定の経過を申し上げますと、指定管理者の選定に当たりましては、大田原市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定に基づき公募をしたところでございます。

公募は、市広報 8月号と市ホームページに掲載し、8月3日から8月19日までの期間で周知いたしました。8月26日に現地説明会を開催し、株式会社八百屋蔵人を含む2者の参加でありました。

258ページを御覧ください。添付資料番号1番ですが、指定管理者選定委員会の結果になります。令和2年10月5日に開催されました大田原市指定管理者選定委員会におきまして、応募があった2団体について、指定申請書、事業計画書、収支予算書等の申請書類の審査及びヒアリングを実施した結果、株式会社八百屋蔵人が指定管理者の候補者として決定されたところでございます。

259ページを御覧ください。添付資料番号2番の仮協定書になります。指定管理者の候補者決定を受け、次ページの基本協定書のとおり、業務内容等を事実上確定させておく必要があるため、令和2年11月6日に締結しております。

基本協定の内容につきましては、主なものとしまして、261ページの第7条（指定管理料）についてですが、指定管理料は支払わないものとしており、管理に要する経費は、自主事業の収入をもって充てることとしております。

次に、263ページの第16条（リスク分担）ですが、協定書の最後、270ページから271ページのリスク分担表のとおりとなります。日常的な施設・設備の修繕のうち、50万円以上の修繕は、市の負担となります。

なお、株式会社八百屋蔵人の代表者は、仮協定書締結時には小沼慶一氏が代表取締役でしたが、令和2年11月22日に死亡し、その後、令和2年11月25日に小沼多美子氏が代表取締役に就任していることを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（櫻井潤一郎君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 質疑がないようでありますので、質疑を終わります。

質疑が終わりましたので、意見があればお願いいたします。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 意見がないようでありますので、採決いたします。

議案第32号につきまして、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号 大田原市道の駅那須与一の郷の指定管理者の指定については、原案を可とすることに決しました。

以上で当局提出の付議事件の審査は終了いたしました。当局の皆さん、ご苦労さまでした。

（執行部退席）

◎陳情第1号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出を求める陳情書について

○委員長（櫻井潤一郎君） 次に、日程第5、陳情第1号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意

見書の提出を求める陳情書についてを議題といたします。

陳情第1号の説明を事務局に求めます。

事務局。

○事務局（岡村憲昭君） それでは、陳情第1号につきましてご説明させていただきます。

陳情名は、トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書の提出に関する陳情であります。

提出者は、東京都新宿区百人町4丁目7番2号、トンネルじん肺根絶闘争本部、福富保名氏でございます。

陳情の趣旨であります。トンネルじん肺の根絶に向けて、被害者と国の間で2007年6月18日にトンネルじん肺防止対策に関する合意書が締結されましたが、その後、10年余りの歳月を経て、合意内容が完全に履行されておらず、新たなじん肺患者の発生に歯止めがかかっていない状況にある中で、国に対してトンネルじん肺問題の根絶のために抜本的な対策を求めるという内容でございます。

そもそもじん肺とは、小さな土ぼこりや鉱物性の粉じんの発生する環境で仕事をしている方が、その粉じんを長期間にわたって大量に吸い込み続けることにより、肺内に粉じんが沈着し、硬くなって弾力性を失ってしまう病気です。じん肺の初期症状は、息切れ、せき、たんが増えるなどですが、進行すると肺の組織が壊され、呼吸困難を引き起こします。また、気管支炎、肺がん、気胸などの合併症にかかりやすくなるそうです。粉じん作業を行っているときは気づかなくても、じん肺の症状は数年から十数年かけてゆっくりと進行し、粉じん作業をやめた後も病状が進行するそうです。

今回の意見書についてであります。1、国は、2007年6月に調印したトンネルじん肺防止対策に関する合意書に基づき、トンネルじん肺根絶のための対策を速やかに実行すること。2、じん肺に罹患したトンネル労働者に対する補償基金制度を創設することの2点について要求されたものです。

県内他市の状況であります。那須塩原市では本年2月12日に同様の陳情を受理されております。また、栃木県議会では、平成25年10月の第321回通常会議において、トンネルじん肺根絶に向けた抜本的な対策を求める意見書について議員案が提出され、採決の結果、可決されております。

全国他自治体の取扱でございますが、陳情提出者による議会意見書採択率一覧表のとおり、47都道府県全てで意見書を採択されています。

以上であります。

○委員長（櫻井潤一郎君） 説明が終わりましたので、これより陳情第1号に対する意見を行います。

お一人お一人発言を求めたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

では、前田委員。

○委員（前田則隆君） では、質問させていただきます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 質問、意見。

○委員（前田則隆君） 意見ですか。意見はイエスかノーかのほう。

○委員長（櫻井潤一郎君） はい、意見です。質問ではなくて、意見。

○委員（前田則隆君） 意見ね。

○委員長（櫻井潤一郎君） はい。

○委員（前田則隆君） これこの運動の趣旨を一応ネットで調べたら、やっぱり一部政党の強烈な組織が活

動しているというのは分かったことと、この内容についてはごもっともで賛成はするので、なぜ今の時期なのかというのはちょっと理解できないので、7年か8年も国が放置している意味もちょっと分からないので、私これ採択にふさわしいかどうかはちょっと分からないのですが、趣旨は分かります。

○委員長（櫻井潤一郎君） 事務局。

○事務局（岡村憲昭君） なぜ今、要望書が提出されたのでしょうかということかと思うのですが、要望の中に書いていたとおり、2007年に国と被害者が合意されたものに対して、10年余り経過しても、国のトンネルじん肺根絶対策が不十分ということで、10年以上たったのですが、動きがないということで、先月、2月に提出されたものであります。

提出された方、トンネルじん肺根絶闘争本部というのは、全日本建設交運一般労働組合、建交労というそうなのですが、こちらの中央本部書記議長の肩書きもある方のようなのですが、あわせてお持ちいただいた資料の中で、賛同された国会議員一覧というのもお持ちいただいたのですが、それによりますと、自民党、立憲民主党、公明党といった党派を問わず、共産党というお言葉は先ほどあったかと思うのですが、共産党の方もいらっしゃいますが、党派を問わず、国会議員の方々から賛同されているということで資料はつけてありました。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎君） はい。

○委員（前田則隆君） そうすると、被害者とか何かは栃木県ではいらっしゃるのですか。

○委員長（櫻井潤一郎君） では、補足説明をお願いします。

○事務局（岡村憲昭君） 補足説明ということで、トンネルじん肺根絶闘争本部の会員という方が4,000名いらっしゃるそうなのですが、その中で大田原市と那須塩原市に被害者が5人いるということで、大田原市と那須塩原市に陳情を提出されたということを知っています。

以上です。

○委員長（櫻井潤一郎君） ほかに意見。

滝田委員。

○委員（滝田一郎君） その組織的なものとか、そういうのもあるのかもしれないのですが、現に被害者がこの地域にいるのに対して、また多くのその国会議員とかは賛同、賛同という表現が正しいのか、賛同でいいの。

○事務局（岡村憲昭君） 賛同で、はい。

○委員（滝田一郎君） 賛同されているということ鑑みて、これは採択すべきと考えます。

○委員長（櫻井潤一郎君） 採択というご意見がございましたが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） それでは、陳情第1号につきまして、採決をしたいと思いますが、採決は起立の方法でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） では、陳情第1号につきまして、採択ということで……

（「挙手でいいです」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 挙手でいいですか。

では、採択される方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○委員長（櫻井潤一郎君） では、全員挙手ということで、採択いたしました。

では、暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時28分 再開

○委員長（櫻井潤一郎君） では、意見書が渡りましたので、会議を再開いたします。

意見書案を事務局から朗読いたさせます。

事務局。

（意見書案朗読）

○委員長（櫻井潤一郎君） 内容の確認をお願いいたします。

（内容確認）

○委員長（櫻井潤一郎君） 滝田委員。

○委員（滝田一郎君） 陳情者がつくってきた案なので、あまりけちつけるのもあれなのですが、この1行と2行目のこの下りが少し国語的に何かちょっと変な感じで、例えばここ求められておりますとかだけで切ってあれば、何となくその言葉の流れがいいのですけれども、求め、極めて重要ですよというのだけれども、この極めて重要ですよと入れるのであれば、何が極めて重要なのかということが、主語というか、それがなくなると、ちょっとした懸念なのですけれども、もうこういう陳情書の案で問題ないでしょうということであれば、そんなに私もこだわらないのだけれども、ただこれぱっと読むと何か変だなと、もうこれ全国でこういうのはやっているのだから、ここでけちつけてもしょうがないのかなという思いもあるので、ただちょっと思いを、私の思いだけを述べます。それでどうこうしてくださいということは言いませんけれども。

○委員長（櫻井潤一郎君） ただいまの内容につきまして、皆さんどうでしょうか。

具体的にというのはいらないですね。具体的にどう直すとかという……

○委員（滝田一郎君） 例えば今、国民がとかと入っておりますで切って、このじん肺根絶とかは極めて重要なことですよというのであれば、言葉的にいいような気がするのだけれども、でもここでそんなことを議論しないで、このままいきましょう。今から、10分も20分もこれですのではもったいないから、時間が。

○委員長（櫻井潤一郎君） それでは、心の中にとめておいてほしかったのですが。

○委員（滝田一郎君） つい言ってしまったのだけれども、ごめんね。

○委員長（櫻井潤一郎君） では、なしということでよろしいでしょうか。

○委員（滝田一郎君） はい。

○委員長（櫻井潤一郎君） それでは、ただいま作成しました意見書につきましては、私を提出者として委員全員を賛成者として議長に提出したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（櫻井潤一郎君） 異議なしと認めまして、では皆さんサインのほうを、署名のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

（署名）

○委員長（櫻井潤一郎君） それでは、皆様方の署名をいただきましたので、提出日は定例会最終日となります。そういうことで提出をさせていただきます。

◎散 会

○委員長（櫻井潤一郎君） 以上で当委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。これにて建設産業常任委員会を散会いたします。

午前10時34分 散会